

宮城県評価基準の改正方針について（案）

1 内容

宮城県の福祉サービス第三者評価においては、厚生労働省から随時に発出される評価基準ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を基に、各福祉サービスの「評価基準」及び「判断基準・着眼点」の策定・改正を行っている。

ガイドラインは、厚生労働省が各都道府県の指針として定めているもので、より効果的な評価が実施されるよう、第三者評価全国推進組織である全国社会福祉協議会との協同で、平成28年から平成29年にかけて、各分野において見直しが行われてきた（別紙1参照）。

今般、保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉の3分野におけるガイドライン見直しが完了したことから、本県の各評価基準の改正を行おうとするものである。

2 改正方針

ガイドラインの主な改定事項は、別紙2のとおり。

各福祉サービスの特性を踏まえて、より分かりやすく効果的な評価が実施されるよう所要の見直しが行われたもので、本県の評価基準もこれに対応する必要がある。これまで、本県の評価基準はガイドラインに沿って定めており、また、評価の標準化を図る観点からも、今回の評価基準改正に当たっては、引き続きガイドラインの内容を原則準用することとしたい。また、評価機関に対する研修等の準備期間を確保するため、平成29年度改正通知発出、平成30年度施行としたい。

なお、現在、宮城県が独自に設定している評価項目については、今後、個別に取扱いを検討していく。

3 改正対象評価基準

- 保育所版
- 障害者・児童施設版
- 特別養護老人ホーム版
- 養護老人ホーム・軽費老人ホーム版
- 高齢者通所介護版
- 高齢者訪問介護版

4 改正スケジュール

- ①平成29年7月25日 第1回委員会開催（改正方針の審議）
- ②平成29年11月 改正案の送付・意見とりまとめ
- ③平成29年12月 第2回委員会開催（改正案の審議）
- ④平成30年1月 改正・通知発出
- ⑤平成30年2月 評価調査者継続研修（改正基準の内容を反映）
- ⑥平成30年4月1日 改正基準施行